

重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視聴覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱については対象障害者が5人以上であることが必要	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置 (事業主団体を含む)			配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金			障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入 (事業主団体を含む)			バス1台 700万円	10年間
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱(事業主団体を含む)			委嘱1人1回 6千円	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			委嘱1人 1回2千円 交通費 1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			障害者1人 月5万円	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入			<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 	購入1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)

(注) 認定申請書の提出期限：④、⑧の助成金…購入に係る契約(発注)予定日の前日まで

①、⑦の助成金…住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで

②、⑤、⑥の助成金…配置または委嘱する日の前日まで

③の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して3か月後まで

※⑥以外の助成金…上記の期限かつ雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動の翌日から起算して6か月以内

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。